**第６章**

**計画の推進に向けて**

# １　推進体制

地域福祉の主役は、地域住民一人ひとりです。自分たちの住む地域を住民同士が支え合い、助け合うことのできる理想の地域に近づけていくためには、市の取り組みに加え、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域の中には、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあります。それらに対応していくためには、その地域において活動するボランティア、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、社会福祉協議会などの取り組みも必要となり、これらも重要な地域福祉の担い手となります。

地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしていくことにより計画の効果的な推進を図ります。

## **地域住民の役割**

地域住民は、自身の暮らしや健康を気にかけるとともに、地域福祉の担い手の一人として、地域や福祉に関心を持つことが重要です。そのためには、日頃から地域の人たちとのあいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築くとともに、地域で起こっている問題を住民自らが考え、住民同士で話し合う場をつくっていくことが大切です。また、ボランティア等の社会貢献活動や各種募金、福祉団体等への寄附など助け合いの活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

## **地域活動団体の役割**

自治会や民生委員、ボランティア団体、NPO法人など、地域活動団体は、地域の中にある課題を発見し、共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していくことが重要です。また、イベント交流や集まりをつくるなど、住民が地域福祉に関心を寄せてもらうための機会づくりや福祉活動への積極的な協力が期待されます。

## **福祉サービス事業者の役割**

福祉サービス事業者は、サービスの量の確保とともに、情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが重要です。また、福祉施設などにおいては、利用者とボランティアなどが交流し合う場や福祉教育の現場として期待され、地域福祉の拠点としても期待されます。

## **社会福祉法人の役割**

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業などの

他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。高齢者、障害のある人、子育て世帯、生活困窮世帯等への支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援など、地域における公益的な取り組みの実践を通じて、地域活動団体と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

## **社会福祉協議会の役割**

社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた地域福祉を推進する中核的な団体として、住民やボランティア、民生委員、社会福祉法人・福祉施設、ＮＰＯ法人などの幅広い関係者の参加・協力を得て、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けられるまちをめざし、様々な活動を行っています。

地域住民や各関係団体と行政とのコーディネート役としての機能を担い、組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、地域福祉に関わる人々や団体などが集い、地域の課題を解決するための「連携・協働の場」（プラットフォーム）となることで、地域福祉を強力に推進することが期待されます。

## **市の役割**

市は、地域住民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、コミュニティの醸成や市民活動への支援など、総合的なコミュニティ施策の推進を図るとともに、地域共生社会の実現をめざして地域福祉施策を推進する役割を担っていることから、様々な福祉分野を横断的につなげる役割を持つこの計画に基づき、地域福祉のさらなる向上に努めていきます。また、地域住民の地域福祉に関する意識やニーズを把握、分析するとともに、社会福祉法人をはじめ、ボランティア団体やＮＰＯ法人など関係団体に情報を提供することにより、相互の連携や協力の上、適切な福祉サービスが提供されるよう支援していきます。

# ２　周知・普及

地域福祉を推進する上で、計画のめざす方向性や取り組みについて、地域住民、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会、市などの計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市の広報誌「広報とやま」やホームページなどを通じて、計画を広く地域住民に周知し、普及に努めます。